

*

*

大蒲原浄水場
水安全計画

令和6年10月

五泉市上下水道局

*

*

用語の説明

用語	説明
危害	損害又は損失が発生すること、又はそのおそれがあること 「シアンが水道に混入した」とする事例では、「シアンが混入した水道水によって利用者に健康被害又はそのおそれが生じること」
危害原因事象	危害を引き起こす事象のこと 「シアンが水道に混入した」とする事例では、「シアンを水道水に混入させてしまったこと(例えば工場からの流出)」
危害分析	水道システムに存在する危害原因事象の抽出を行い、抽出した危害原因事象のリスクレベルを評価し設定すること
危害抽出	水源～浄水場～給水栓の水道システムに存在する潜在的な危害も含めた危害原因事象を抽出すること
リスクレベル	危害原因事象の発生頻度、影響程度によって定まるリスクの大きさ
リスクレベルの設定	危害原因事象の発生頻度、影響程度に基づきリスクレベルを設定すること
リスクレベル設定マトリックス	危害原因事象の発生頻度、影響程度とリスクレベルとの対応関係に関する表
管理措置	危害原因事象による危害の発生を防止する、又はそのリスクを軽減するためにとる管理内容 浄水場において実施する浄水薬品の注入や沈澱・ろ過等の運転操作等
危害発生箇所	危害原因事象が発生する水道システムの箇所
管理点	管理措置の設定を行う水道システムの箇所
監視	管理措置の実施状況を適時に把握するために計画された一連の観測又は測定
監視項目	管理措置の実施状況を適時に把握するために観測又は測定する項目
管理基準	管理措置が機能しているかどうかを示す基準であり、対応措置の発動要件として用いるもの
対応、対応措置	管理基準を逸脱した場合、逸脱を修正して元に戻し、逸脱による影響を回避、低減する措置
妥当性確認	管理措置、監視方法、管理基準、対応措置等の水安全計画の各要素が適切であることを、各要素の設定の技術的根拠を明らかにすることにより、立証すること
検証	水安全計画及びその運用効果の有効性を確認、証明すること すなわち、水安全計画が計画とおりに実施されたか、及び安全な水の供給のために有効に機能し目標とする水質を満足したかを確認すること
レビュー	種々の情報をもとに水安全計画を見直し、必要に応じて改善すること
支援プログラム	水安全計画を効果的に機能させるよう支援するプログラム ここでは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に法令や自治体・水道事業者の規定等に基づいて策定された計画等を支援プログラムに位置づけることとした

< 目 次 >

1. 水安全計画策定・推進チームの編成	4
2. 水道システムの把握	5
2. 1 水道システムの概要	5
2. 2 フローチャート	7
1) 浄水系統図	8
2) 配水系統図	9
2. 3 モニタリング（監視）方法等	10
3. 危害分析	11
3. 1 リスクレベルの設定	11
1) 発生頻度の特定	11
2) 影響程度の特定	11
3) リスクレベルの仮設定	13
4. 管理措置の設定	14
4. 1 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類	14
4. 2 水質項目と番号	15
4. 3 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理	16
4. 4 管理目標	17
4. 5 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置	19
1) リスクレベル 5 及び 4 の危害原因事象等	20
① リスクレベル 5	20
② リスクレベル 4	21
5. 管理基準を逸脱した場合の対応	22
5. 1 異常の認識と判断	22
5. 2 対応措置	24
5. 3 水質項目別の具体的な対応	26
1) 残留塩素	26
2) 外観	27
3) 臭気	28
4) 濁度	29
5) pH値	30
5. 4 緊急時の対応	31
6. 文書と記録の管理	32
7. 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証	34
妥当性確認チェックリスト	35
検証のためのチェックシート	36
対応措置記録簿書式（管理基準を逸脱した場合に記録）	37
8. レビュー	40
9. 支援プログラム	41

1. 水安全計画策定・推進チームの編成

	役職名・部署名	主な役割	
1	次長兼浄配水係長	リーダー（全体総括） 水道技術管理者	水質関係の責任者 浄水施設工事の責任者
2	施設整備室 次長	管路工事の統括	浄水・配水設備工事の統括
3	水道施設係長	管路工事の責任者	配水施設工事の責任者
4	水道施設係員	管路工事の担当者	配水施設工事の責任者
5	管理係長	施設管理の責任者	設備管理の責任者
6	管理係員	施設管理の担当者	設備運転管理の担当者
7	浄配水係員	水質関係の担当者	設備運転管理の担当者

2. 水道システムの把握

1) 大蒲原浄水場の概況

大蒲原浄水場は、五泉市南西部の山沿いに面した上大蒲原地内に立地している。昭和51年11月に竣工した施設である。年間をとおして水質が安定し良質であり、塩素消毒のみで処理を行っている。

2) 大蒲原配水区

①計画給水人口	:	上水道事業全体で48,240人(令和3年4月1日変更)
②計画一日最大給水量	:	269.2m ³ (令和3年4月1日変更)
③普及率	:	100%(令和6年3月末)
④職員総数	:	水道職員22名(うち、会計年度任用職員3名)
⑤管理職員数	:	管理係職員3名(うち、会計年度任用職員1名)
⑥その他	:	給水区域:上大蒲原、下大蒲原、牧地内 年間配水量計 : 73,840m ³ (令和5年度) 年間給水量計 : 70,357m ³ (令和5年度) 一日平均給水量 : 192m ³ /日(令和5年度) 1人1日平均給水量 : 286L/人/日(令和5年度) 給水戸数 : 230戸(令和6年3月末) 給水人口 : 672人(令和6年3月末) 配水管延長 : 12,842.8m(令和6年3月末)

2. 1 水道システムの概要

1) 水道事業の形態

上水道

2) 水源の種別

深層地下水

3) 水源水域(原水)の特徴

①水源の状況	清浄
i. 高濁度発生の有無	: 全く発生しない
ii. カビ臭発生の有無	: 全く発生しない
②水質事故の状況	水源水質事故ほとんどない
③水質汚濁源	ほとんどない

4) 水源・取水点の特徴

能代川地下水系の良質な地下水(深井戸)を水源とし、上大蒲原地内にある水源(1井)から取水している。なお、水道水源保護の観点から水道水源保護条例を制定して、水源域での水質汚染や水位低下を監視し、水源保護に努めている。

5) 浄水処理の方法

塩素消毒のみ

深井戸用水中ポンプで取水し、取水ポンプ吐出弁直後の送水管に次亜塩素酸ナトリウムを添加し塩素消毒を行い配水池に送る。浄水池や後塩素混和渠等はない。

水	源	種類	: 深井戸
		数量	: 1本
		深さ	: 80m
		適正用水量	: 400L/min
消毒処理設備	使用消毒剤	: 次亜塩素酸ナトリウム12%	
	注入方式	: 流量比例	
	規定吐出量	: 22.8mL/分×1台	
標準滞留時間		0分	

6) 配水・給水施設の規模と特徴

配水池	容量	: 273m ³
	構造	: RC造、2槽構造
	滞留時間	: 約26.8～32.8時間（令和5年度配水量より推定）
	配水方式	: 自然流下

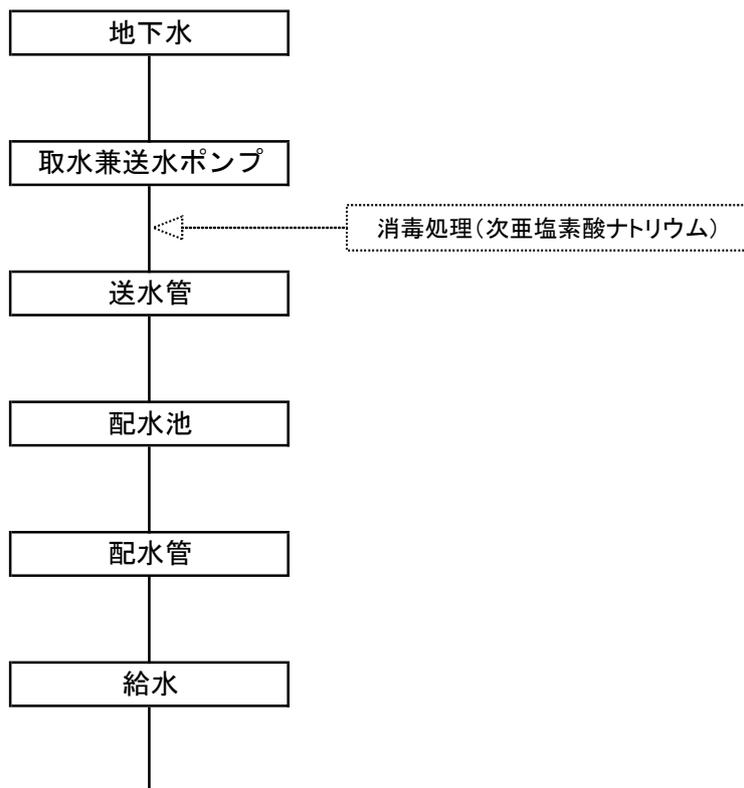
給水所 なし。

7) 給水区域の特徴

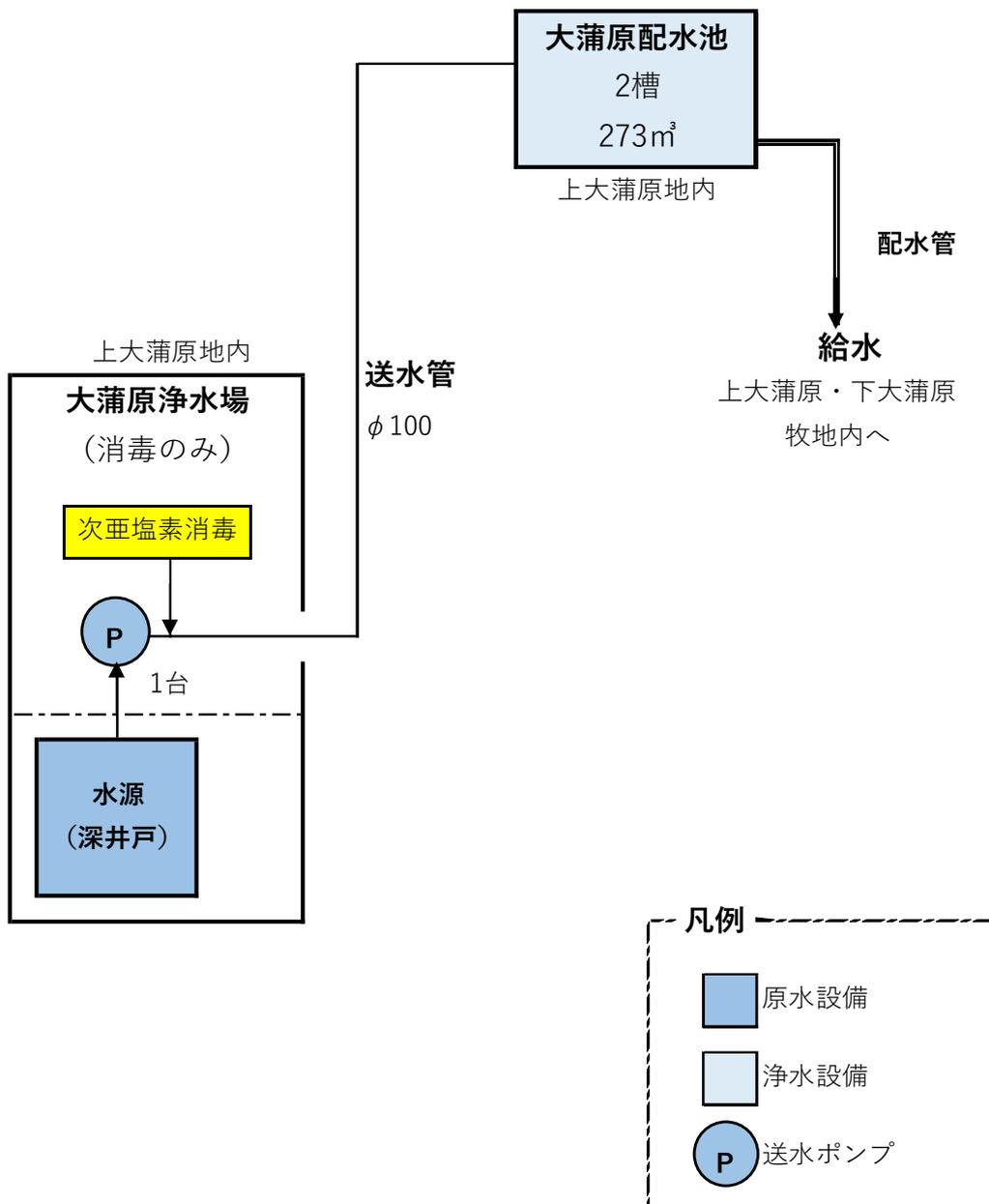
大蒲原配水区は、昭和43年5月に計画給水人口2,400人、計画1日最大給水量360m³/日で戸倉・大蒲原簡易水道として認可され、戸倉・山谷・上大蒲原・下大蒲原・牧地内に給水を開始した。平成29年4月には、五泉上水道事業に経営統合を行い現在に至っている。五泉市南部の山沿いに集落が点在する給水区域である。

水道水の安全性を確認するために、水源で年1回、給水栓で月1回定期水質検査を行っている。また、毎日1回以上、牧地内給水栓にておいて毎日検査（色・濁り・残留塩素の確認）に加え、臭い・味の検査を実施している。

2. 2 フローチャート

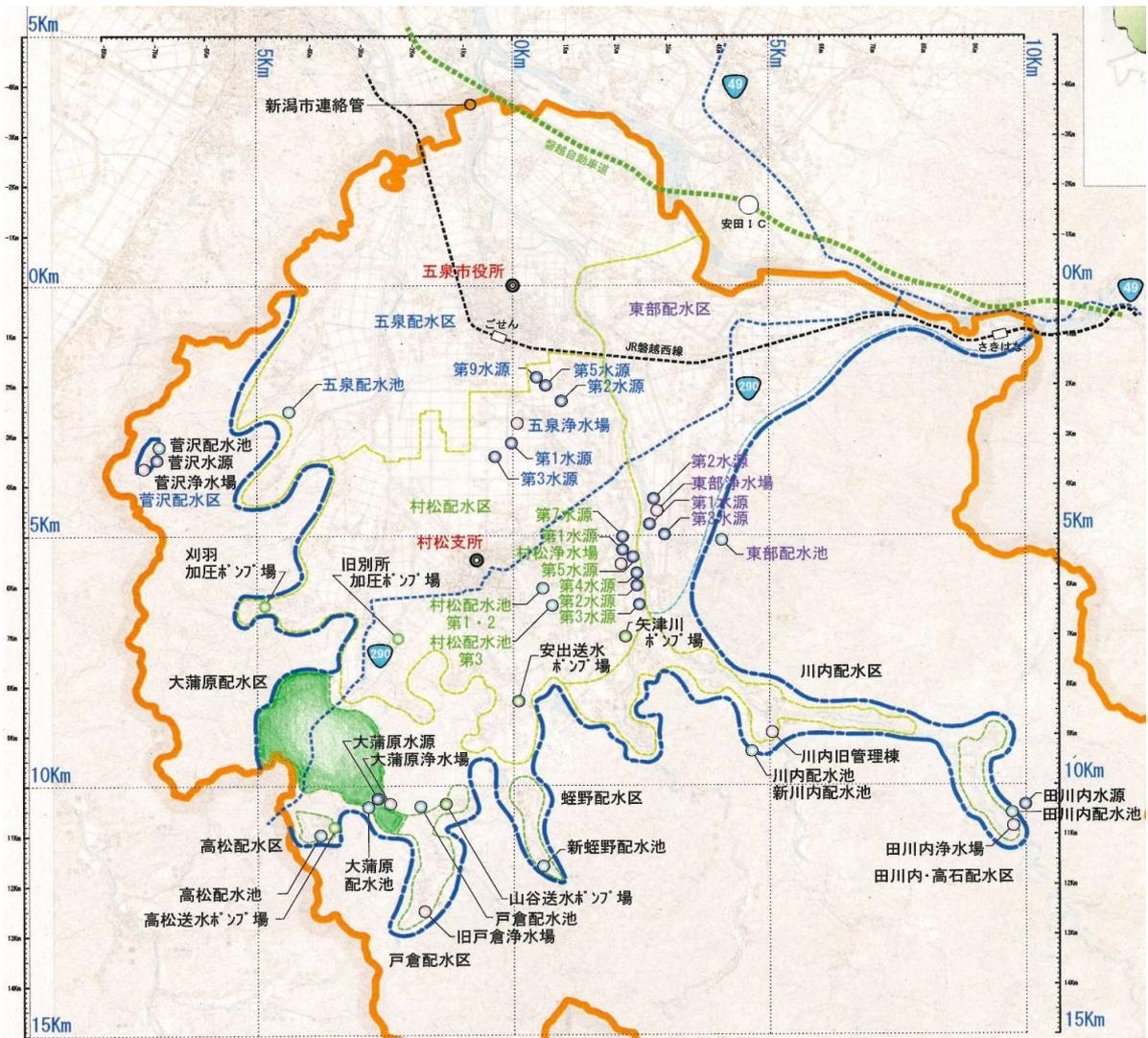
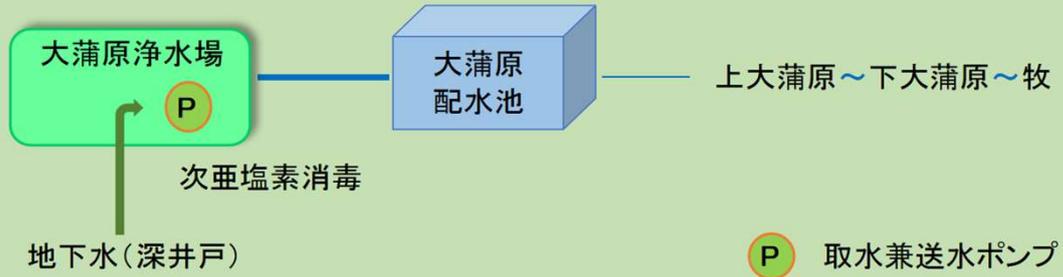


1) 浄水系統図



2) 配水系統図

大蒲原浄水場系(大蒲原配水区)



2. 3 モニタリング（監視）方法等

監視項目	水供給経路		水源	浄水	薬品	浄水	計装	浄水	給配	給配
	地下水	取水兼送水ポンプ	塩素・次亜など	送水管	計装設備	配水池	配水管	給水		
残留塩素	R									1 ☆
外観	W									1 ☆
臭気	O									1 ☆
濁度	T									
高感度濁度	S									
pH値	P									
アルカリ度	A									
塩素要求量	H									
アンモニア	N									
油膜	G									
紫外線吸光度	U									
シアン	C									
バイオアッセイ	B									
電気伝導率	E									
水位	L							1 ★		
流量	M							1 ★		
★：自動計器										
☆：手分析										

計器の名称	保有数
水位	1
流量	1

3. 危害分析

3. 1 リスクレベルの設定

リスクレベルの設定は概ね以下のとおりとする。

1) 発生頻度の特定

危害原因事象の発生頻度について、下表に示す。

発生頻度の分類

分類	内容	頻度
A	滅多に起こらない	10年以上に1回
B	起こりにくい	3～10年に1回
C	やや起こる	1～3年に1回
D	起こりやすい	数ヶ月に1回
E	頻繁に起こる	毎月

2) 影響程度の特定

危害原因事象の影響程度について、下表に示す。

影響程度の分類（一般）

分類	内容	説明
a	取るに足らない	利用上の支障はない。
b	考慮を要す	利用上の支障があり、多くの人が不満を感じる が、ほとんどの人は別の飲料水を求めるまで には至らない。
c	やや重大	利用上の支障があり別の飲料水を求める。
d	重大	健康上の影響が現れるおそれがある。
e	甚大	致命的影響が現れるおそれがある。

影響程度の分類は、その危害原因事象が発生した箇所における水質項目、若しくはその危害原因事象が発生した場合に想定される水道水の水質（危害時想定濃度）に応じて行った。

下表に「分類の目安」を示す。

分類の目安1（水質項目別）

危害原因事象の発生箇所			分類の目安
流域・水源	取水～塩素注入	塩素注入以降	
b	b	b	浄水処理可能物質(濁度、色度、鉄、マンガン、アルミニウム、一般細菌など)
b	b	b	浄水処理要注意物質(アンモニア態窒素、合成洗剤など)
b	b	b	酸・アルカリ性物質(pH値)
c	c	c	農薬、有機溶剤(フェノール、ベンゼン、テトラクロロエチレンなど)
c	c	c	劇物(カドミウム、六価クロムなど)
d	d	d	毒物(シアン化合物、水銀、ヒ素など)
c	c	c	高濁度、油浮上、異臭味(カビ臭含む)
c	c	c	大腸菌、ウイルス
c	c	c	クリプトスポリジウム等(耐塩素性病原生物)
c	c	c	残留塩素(不足)
c	c	c	浄水処理対応困難物質
-	-	c	残留塩素(不検出)
-	-	-	濁度(ろ過水)「クリプトスポリジウム等対策指針」による対応
b	b	b	水量
c	c	c	その他(上記分類に属さないもの)

注：浄水処理可能物質には、通常値では問題にならない物質も含む。

分類の目安2（危害時想定濃度別）

(1) 健康に関する項目	
a	基準値等の10% \geq 危害時想定濃度
b	基準値等の10% $<$ 危害時想定濃度 \leq 基準値等
c	基準値等 $<$ 危害時想定濃度
d	基準値等 $<$ 危害時想定濃度(シアン化合物、水銀等)
e	基準値等 \ll 危害時想定濃度
e	大腸菌検出
e	耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム等)検出
d	残留塩素不足
e	残留塩素不検出
(2) 性状に関する項目	
a	基準値等 \geq 危害時想定濃度
b	基準値等 $<$ 危害時想定濃度
c	基準値等 $<$ 外観(濁度、色度)、臭気・味(カビ臭含む)の危害時想定濃度
d	基準値等 \ll 危害時想定濃度

3) リスクレベルの仮設定

発生頻度と影響程度からリスクレベル設定を以下のとおり設定した。

リスクレベル設定マトリックス

				危害原因事象の影響程度				
				取るに 足らな い	考慮を 要す	やや 重大	重大	甚大
				a	b	c	d	e
発生 頻 度	頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5	5
	やや起こりやすい	1回/1~3年	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	1回/3~10年	B	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2	5

4) リスクレベルの比較検証・確定

個々の危害原因事象について確認するとともに、比較を行い上記リスクレベルを当事業体における確定版とした。

4. 管理措置の設定

4. 1 現状の管理措置、監視方法、監視計器の分類

管理措置の内容

分類	管理措置	
予防	水質検査（委託） 施設・設備の予防保全（調査・点検・補修・清掃等） 巡回点検・施錠の実施 等 情報の収集・提供・確認 等 水道水源保護条例の施行	
処理	塩素処理	原因調査 原因者への指導 洗浄・水質検査 取水停止・応援給水要請

監視方法の分類と番号

監視方法	番号
なし	0
現場等の確認	1
実施の記録	2
手分析	3
計器による連続分析（自動計器）	4

監視方法の名称と略記号

自動計器

水位	L
流量	M

手分析（略記号の前に「・」が付く）

残留塩素	・R
外観	・W
臭気	・O

4. 2 水質項目と番号

番号	項目	番号	項目	番号	項目	番号	項目
001	残留塩素	119	トリクロエチレン	140	蒸発残留物	212	二酸化塩素
002	クリプトスピリジウム等(耐塩素性病原生物)	120	ベンゼン	141	陰イオン界面活性剤	214	抱水クロール
003	ウイルス	121	塩素酸	142	ジオスミン	215	農薬類
101	一般細菌	122	クロ酢酸	143	2-メチルイソホルネオール	219	遊離炭酸
102	大腸菌	123	クロホルム	144	非イオン界面活性剤	220	1,1,1-トリクロエタン
103	カドミウム	124	ジクロ酢酸	145	フェノール類	221	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)
104	水銀	125	ジブromクロロメタン	146	有機物質(TOC)	225	従属栄養細菌
105	セレン	126	臭素酸	147	pH	227	腐食性(ランゲリア指数)
106	鉛	127	総トリハロメタン	148	味	231	有機フッ素化合物
107	ひ素	128	トリクロ酢酸	149	臭気	301	油
108	クロム(6価)	129	ブromジクロロメタン	150	色度	302	アンモニア態窒素
109	シアン	130	ブromホルム	151	濁度	303	外観
110	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	131	ホルムアルデヒド	201	アンチモン	304	異物
111	ふっ素	132	亜鉛	202	ウラン	305	水量
112	ほう素	133	アルミニウム	203	ニッケル	311	放射性セシウム
113	四塩化炭素	134	鉄	204	亜硝酸態窒素	312	放射性ヨウ素
114	1,4-ジオキサン	135	銅	205	1,2-ジクロエタン	351	浄水処理対応困難物質
115	1,1-ジクロエチレン	136	ナトリウム	206	トランス-1,2-ジクロエチレン		
116	シス-1,2-ジクロエチレン	137	マンガン	207	1,1,2-トリクロエチレン		
117	ジクロメタン	138	塩化物イオン	208	トルエン		
118	テトラクロエチレン	139	硬度(Ca,Mg等)	210	亜塩素酸	400	その他

4. 3 危害原因事象、関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の整理

想定される危害原因事象、並びに関連水質項目、リスクレベル、管理措置及び監視方法の一覧表を「資料①」に示し、主要な水質項目ごとに整理した一覧表を「資料②」に示す。

また、定期水質検査結果の水質基準等との関係によるリスクレベルは、分類の目安2（危害時想定濃度別）によるものとし以下に示す。

なお、定期水質検査結果によるリスクレベルの判断は、検査結果が得られた時点で随時行うものとし、「4. 5 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置」に準じた対応を実施する。

定期水質検査結果によるリスクレベルの分類

	分類の目安	影響程度	リスクレベル
健康に関する項目	基準値等の10% \geq 危害時想定濃度	a	1
	基準値等の10% $<$ 危害時想定濃度 \leq 基準値等	b	2
	基準値等 $<$ 危害時想定濃度	c	3
	基準値等 $<$ 危害時想定濃度(シアン化合物、水銀等)	d	4
	基準値等 \ll 危害時想定濃度	e	5
	大腸菌検出	e	5
	耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム等)検出	e	5
	残留塩素不足	d	4
	残留塩素不検出	e	5
性状に関する項目	基準値等 \geq 危害時想定濃度	a	1
	基準値等 $<$ 危害時想定濃度	b	2
	基準値等 $<$ 外観(濁度、色度)、臭気・味(カビ臭含む)の危害時想定濃度	c	3
	基準値等 \ll 危害時想定濃度	d	4

4. 4 管理目標

主要な項目の管理目標の一覧を以下に示す。

1	給水
残留塩素	①残留塩素 ②0.2~0.4mg/L ③手分析(毎日)

303	給水
外観	①外観 ②異常でないこと ③手分析(毎日)

149	給水
臭気	①臭気 ②異常でないこと ③手分析(毎日) 定期水質検査

151	給水
濁度	①濁度 ②2度以下 ③定期水質検査

147	給水
pH	①pH ②5.8~8.6 ③定期水質検査

4. 5 危害原因事象のリスクレベルに応じた管理措置

リスクレベルに応じた管理措置等については、緊急性や予算等を考慮するものの、原則として下表に準じた対応とする。

リスクレベルの内訳、並びにリスクレベル5及び4について以下に示す。

リスクレベル	管理措置がある場合	管理措置がない場合
1	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。	新たな措置を検討し、必要なら実施（導入）する。
2	1年に1回は管理措置の有効性の検証を行う。データの監視及び処理に気を付ける。	新たな措置を実施（導入）する。
3～4	管理措置及び監視方法の適切（有効）性を再検討する。 ①管理措置及び監視方法が適切（有効）な場合 →データの監視及び処理に気を付ける。 ②管理措置及び監視方法が適切（有効）でない場合 →新たな措置を速やかに実施（導入）する。	新たな措置を速やかに実施（導入）する。 実施（導入）した措置の適切（有効）性を確認する。
5	管理措置及び監視方法の適切（有効）性を慎重に再検討する。 ①管理措置及び監視方法が適切（有効）な場合 →データの監視及び処理に特に気を付ける。 ②管理措置及び監視方法が適切（有効）でない場合 →新たな措置を直ちに実施（導入）する。	新たな措置を直ちに実施（導入）する。 実施（導入）した措置の適切（有効）性を慎重に確認する。

当施設におけるリスクレベルの内訳（WSP作成時点）を以下に示す。

リスクレベル	件数
レベル5	0
レベル4	0
レベル3	0
レベル2	7
レベル1	111
非該当	0
危害原因事象総数	118

- 1) リスクレベル 5 及び 4 の危害原因事象等
 - ① リスクレベル 5
 - リスクレベル 5 該当なし

- ② リスクレベル 4
 リスクレベル 4 該当なし

5. 管理基準を逸脱した場合の対応

5. 1 異常の認識と判断

1) 内部における異常の認識

(1) 手分析による監視（原則として、1回/日以上のもの）

手分析の水質検査結果が管理目標を逸脱していることが明らかとなった場合

- ・再度、採水及び水質検査を実施し、逸脱の有無を再確認する。
- ・管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。

(2) 目視による監視

水道施設やその周囲の状況等について、日常の巡視点検によって目視確認を行い、通常時と異なる状況が観察された場合

- ・採水した試料について、水質検査を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・井戸の水位低下が認められる場合には、水質に異常がないか確認する。
- ・特に集水域内での事故等による影響として、油膜、油臭等への対応に留意する。

(3) 巡回点検による監視

巡回点検等において防犯上の異常があった場合

- ・警察や消防等関係機関と現地の状況を確認する。
- ・テロ行為等の異常事態が発生した場合は、対応措置を講じる。

2) 外部からの通報等による異常の認識

(1) 保健所からの通報による異常の認識

保健所から、給水区域内において水系感染症の患者が急増している等の連絡を受けた場合

- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・水質基準値または目標値を超過したときは、保健所に通報するとともに再検査、原因究明を行い、水質検査項目別に対応処置を講じる。

(2) お客さまからの苦情・連絡による異常の認識

お客さまから、水質異常についての苦情や連絡を受けた場合

- ・近隣の状況確認を行う。
- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。

(3) 関係部局、事故等の発見・原因者からの情報収集

集水域内の状況等について、関係部局（県、警察、消防、その他）や事故等の発見者から報告や通報を受けた場合

- ・通報内容の真偽を含め、関係部局等から情報の収集に努める。
- ・採水した試料について、水質検査（特に人の健康に関する項目）を実施する。
- ・水質検査の結果が管理目標を逸脱した場合には異常と判断し、対応措置を講じる。
- ・関係部局等からの更なる情報収集を行い、水質汚染事故の原因究明に努める。

3) 異常が認められなかった場合の対応

水質検査や情報収集の結果、異常が認められなかった場合

- ・引き続き情報収集を行い、経過を観察する。

< クリプトスポリジウム等（耐塩素性病原微生物）に対する異常の認識 >

①耐塩素性病原微生物に対しては、水質検査計画に基づいた指標菌検査（大腸菌、嫌気性芽胞菌）により原水水質を監視する。

②汚染のおそれが疑われる場合（指標菌検出時）には、直ちに原水指標菌の検査を実施し、必要により浄水の安全確認（クリプトスポリジウム等の検査）を行う。

再検査の結果、指標菌検査が検出された場合は、指標菌検査の頻度を高めるとともに、クリプトスポリジウム等の対応施設の導入を検討する。

一方、再検査の結果が不検出の場合は、当面、指標菌の検査頻度を高めて状況を確認する。

③必要により、浄水を毎日 1 回 20 リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを 14 日間保存する。採取した水については直射日光や高温となる場所を避けて冷暗所に保存するとともに、採水した水から得られるサンプルについては、乾燥を避けて冷蔵保存する。

④具体的な対応については「クリプトスポリジウム等緊急対応マニュアル」に従うものとする。

< 有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に対する異常の認識 >

①有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）に対しては、水質検査計画に基づいた管理目標設定項目により各配水区の末端給水栓で監視する。

②末端給水栓でPFOSまたはPFOAが検出された場合は、保健所に通報するとともにその配水区の水源で有機フッ素化合物検査を行い、目標値を超過したときは、その水源からの取水を停止するとともに原因特定と対応策を講じる。

③具体的な対応については、保健所の指導に従うものとする。

5. 2 対応措置

1) 配水停止の判断

下記に該当する場合、水道法第23条に基づいて、水道技術管理者の判断により配水を停止する。

- ・給水する水が住民の健康を害するおそれがあるとき
- ・水源地等において水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン及び農薬類、並びにクリプトスポリジウム等（耐塩素性病原生物）、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）などの汚染があり、適切な浄水処理が行われていなかったと推察されたとき。
- ・その他、必要と認められるとき

2) 取水停止の判断

下記に該当する場合、水道技術管理者の判断により取水を停止する。

- ・原水水質が管理目標を超過し、塩素処理及び他の水源や受水とのブレンドでは浄水の水質基準を満たすことが困難となるおそれがある場合
- ・緊急時検査結果が異常ありの場合
- ・簡易テストにより毒物が検出された場合
- ・集水域において事故が発生し、水源が汚染を受けるおそれが生じた場合
- ・他の水源や受水とのブレンドにより、水質基準以下となる場合であっても、急性毒性を有する項目（耐塩素性病原生物、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、その他毒性生物、農薬類）が対象の場合は当該水源からの取水を停止する。他の水質項目にあっては、大幅な基準超過が認められる場合、取水を停止する。
- ・その他、必要と認められる場合

3) 浄水処理の強化

浄水処理の強化で対応可能な水質異常に対しては、下記の対応を講じる。

- ・浄水の残留塩素が管理目標の上限値を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を減量する。
- ・浄水の残留塩素が管理目標の下限値を下回るおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を増量する。
- ・給水栓で残留塩素が低下（0.1 mg/L以下）となった場合、又はそのおそれがある場合は、次亜塩素酸ナトリウム注入量を適正な注入管理によって実施するとともに、消火栓等から緊急排水を行う。特に、配水管の末端では滞留しやすいため、定期的な点検と排水によって残留塩素の維持を図る。
- ・塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合は、次亜塩素酸ナトリウムの交換等を行うとともに、保存方法について改善する。
- ・降雨の影響等により、水源井戸への地表水の混入が想定される場合、当該水源からの取水の停止や、塩素注入強化等について検討する。

＜ 塩素酸や臭素酸の濃度が管理目標を超えるおそれのある場合の検討 ＞

- ①次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵日数が60日以上の場合には新品に交換する。
- ②貯槽日数が60日以内の場合には様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ③次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度が12%以下の場合には新品に交換する。
- ④有効塩素が12%以上の場合には様子をみるとともに、納入業者の納めた仕様書を確認し、納入品質や保管上の問題について対処する。
- ⑤保管時の温度を調査する。気象庁の発表している気温データから特に異常な高温日の有無などを確認する。

4) 汚染された施設の洗浄

汚染物質が水道施設又は配水管に到達した場合

- ・汚染された水道施設又は配水管内の水道水の排水を行い、汚染されていない水道水で配水管や配水池等の施設の洗浄を十分に行う。
- ・配水管からの排水が速やかに実施できるよう、排水設備の適切な設置、配水管網の点検を行う。

5) 取水停止を行った場合の措置

取水停止が長期化した場合

- ・取水停止が長期化し、他水源の活用や他施設の運用では対応しきれない場合は、給水の応援要請を関係機関に行う。
- ・長期間停止後の再開に当たっては、滞留水や運転管理について十分に留意する。

6) 関係機関への連絡

水源の汚染により、配水停止または取水停止を行う（行った）場合

- ・配水停止を行う場合には、水質の状況、飲用の可否、応急給水の実施場所等について、各種の手段（広報車、ビラ、防災無線、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等）を活用して、お客さまへの広報を行う。
- ・飲料水健康危機管理実施要領（健水発第0628001号、平成14年6月28日）に基づき、水質事故の状況を厚生労働省健康局水道課に報告する。
- ・水質事故の状況を県、保健所等に連絡する。

7) 配水再開

事態が終息し、配水を再開する場合

- ・通常運転への復帰後に浄水の水質検査を行い、検査結果を厚生労働省健康局水道課、県、保健所及びその他の関係機関に連絡する。
- ・異常がないと判断され、給水を再開する場合には、上記の関係機関に連絡する。
- ・給水区域内に感染症等の発症者がいないかどうかを関係機関に連絡し確認する

5. 3 水質項目別の具体的な対応

1) 残留塩素

I. 管理目標値

1	給水
残留塩素	①残留塩素 ②0.2～0.4mg/L ③手分析(毎日)

II. 管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水	①周辺直結水の残留塩素確認 ・同様に逸脱の場合は②以降を実施
	②責任者に一報を連絡
	③次亜塩素酸ナトリウム注入量設定値の確認 ・注入量設定値の修正
	④残留塩素注入装置等の点検 ・装置の調整
	⑤次亜塩素酸ナトリウム注入設備の点検 ・代替設備への切り替え ・注入設備の修復
	⑥次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度の確認 ・注入量の増量 ・処理水量の減量 ・薬品貯蔵方法の改善
	⑦責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水配運用の適正化

III. 緊急時の連絡先

上下水道局	0250-58-6653
職員対応	: 8:30～17:15
夜間・休日	: 村松浄水場へ転送 (宿直者対応)
村松浄水場	0250-58-1661
職員対応	: 8:30～17:15
宿直者対応	: 平日17:15～翌8:30および休日

2) 外観

I. 管理目標値

303	給水
外観	①外観 ②異常でないこと ③手分析(毎日)

II. 管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水	①残留塩素の有無の確認 ・不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による
	②周辺直結水の外観異常の有無を確認 ・同様に逸脱の場合は③以降を実施
	③責任者に一報を連絡
	④塩素注入点の前と後における外観異常の有無を確認
	⑤責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水配運用の適正化

III. 緊急時の連絡先

上下水道局	0250-58-6653
職員対応	: 8:30~17:15
夜間・休日	: 村松浄水場へ転送(宿直者対応)
村松浄水場	0250-58-1661
職員対応	: 8:30~17:15
宿直者対応	: 平日17:15~翌8:30および休日

IV. 特記事項

状況に応じて、各種の手段(広報車、ビラ、防災無線、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等)を活用して、お客さまへの広報を行う。また、新潟県福祉保健部生活衛生課、保健所(新潟県地域振興局健康福祉部生活衛生課)等の関係機関に報告する。

3) 臭気

I. 管理目標値

149	給水
臭気	①臭気 ②異常でないこと ③手分析(毎日) 定期水質検査

II. 管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水	①残留塩素の有無の確認 ・不検出の場合は残留塩素逸脱時の対応による
	②周辺直結水の臭気異常の有無を確認 ・同様に逸脱の場合は③以降を実施
	③責任者に一報を連絡
	④塩素注入点の前と後における臭気異常の有無を確認
	⑤責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水配運用の適正化

III. 緊急時の連絡先

上下水道局	0250-58-6653
職員対応	: 8:30~17:15
夜間・休日	: 村松浄水場へ転送 (宿直者対応)
村松浄水場	0250-58-1661
職員対応	: 8:30~17:15
宿直者対応	: 平日17:15~翌8:30および休日

IV. 特記事項

状況に応じて、各種の手段（広報車、ビラ、防災無線、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等）を活用して、お客さまへの広報を行う。また、新潟県福祉保健部生活衛生課、保健所（新潟県地域振興局健康福祉部生活衛生課）等の関係機関に報告する。

4) 濁度

I. 管理目標値

151	給水
濁度	①濁度 ②2度以下 ③定期水質検査

II. 管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水	①濁度計の点検 ・濁度計の調整 ・計器に異常がない場合は②以降を実施
	②責任者に一報を連絡
	③周辺直結水の濁度異常と残留塩素の有無を確認 ・同様に逸脱の場合は④以降を実施
	④責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水配運用の適正化

III. 緊急時の連絡先

上下水道局	0250-58-6653
職員対応	: 8:30～17:15
夜間・休日	: 村松浄水場へ転送（宿直者対応）
村松浄水場	0250-58-1661
職員対応	: 8:30～17:15
宿直者対応	: 平日17:15～翌8:30および休日

IV. 特記事項

状況に応じて、各種の手段（広報車、ビラ、防災無線、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等）を活用して、お客さまへの広報を行う。また、新潟県福祉保健部生活衛生課、保健所（新潟県地域振興局健康福祉部生活衛生課）等の関係機関に報告する。

5) pH値

I. 管理目標値

147	給水
pH	①pH ②5.8～8.6 ③定期水質検査

II. 管理基準逸脱時の対応

監視地点	対応方法
給水栓水	①pH計の点検 ・pH計の調整 ・計器に異常がない場合は②以降を実施
	②責任者に一報を連絡
	③周辺直結水のpH異常と残留塩素の有無を確認 ・同様に逸脱の場合は④以降を実施
	④責任者へその後の状況等を連絡 ・排水作業等の実施 ・広報 ・原因調査 ・水配運用の適正化

III. 緊急時の連絡先

上下水道局	0250-58-6653
職員対応	: 8:30～17:15
夜間・休日	: 村松浄水場へ転送（宿直者対応）
村松浄水場	0250-58-1661
職員対応	: 8:30～17:15
宿直者対応	: 平日17:15～翌8:30および休日

IV. 特記事項

状況に応じて、各種の手段（広報車、ビラ、防災無線、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等）を活用して、お客さまへの広報を行う。また、新潟県福祉保健部生活衛生課、保健所（新潟県地域振興局健康福祉部生活衛生課）等の関係機関に報告する。

5. 4 緊急時の対応

予測できない事故等による緊急事態が発生した場合の対応方針、手順、行動、責任及び権限、連絡体制、水供給方法等については、以下のマニュアルに基づくものとする。

- ・危機管理対策マニュアル
- ・地震対策マニュアル
- ・風水害対策マニュアル
- ・施設事故停電対策マニュアル
- ・管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル
- ・水質汚染事故対策マニュアル
- ・クリプトスポリジウム等対策マニュアル
- ・テロ対策マニュアル
- ・新型インフルエンザ対策マニュアル
- ・浄水場設備維持管理業務対策マニュアル（令和5年度追加）
- ・水源管理業務対策マニュアル（令和5年度追加）
- ・応援給水・応援復旧協定書

6. 文書と記録の管理

1) 水安全計画に関する文書

水安全計画に関する文書を下表に示す。これらの文書の識別・相互関係、制定・改廃の手続き、閲覧・配布・周知等の詳細については本事業体等の規程に準じて行うものとする。

水安全計画に関する文書一覧

文書の種別	文書名	文書内容	備考
水安全計画	水安全計画書	水安全計画書	
運転管理に関する文書	運転管理マニュアル	施設事故停電対策手順	
		浄水場設備維持管理手順	
		水源管理業務対策手順	
		浄水池清掃手順	
		配水池清掃手順	
水質管理に関する文書	水質検査計画	水質検査計画	

2) 水安全計画に係る記録の管理

水安全計画に係る記録を下表に示す。これらの記録は、後述する「実施状況の検証」及び「レビュー」で用いることから、その保管場所等も定めている。記録様式は現在用いているものを基本とし、記録の作成等に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 記録の作成

- ① 読みやすく、消すことの困難な方法（原則としてボールペン）で記す。
- ② 作成年月日を記載し、記載した者の署名又は捺印等を行う。

(2) 記録の修正

- ① 修正前の内容を不明確にしない（原則として二重線見え消し）。
- ② 修正の理由、修正年月日及び修正者を明示する。

(3) 記録の保存

- ① 損傷又は劣化の防止及び紛失の防止に適した環境下で保管する。
- ② 記録の識別と検索を容易にするため、種類、年度ごとにファイリングする。

水安全計画に係る記録の一覧

記録の種別	記録の名称	保管場所
運転管理・監視 の記録	<日常の記録> ・ 運転日誌 ・ 巡回簿	村松浄水場 1 階書庫 ・ 台帳管理 ・ 台帳・電子データ管理
	<水質の記録> ・ 給水栓水毎日水質検査簿 ・ 水質試験検査報告書 ・ 放射能検査結果報告書	村松浄水場 1 階書庫 ・ 台帳管理 ・ 台帳・電子データ管理 ・ 台帳管理
	<その他の記録>	

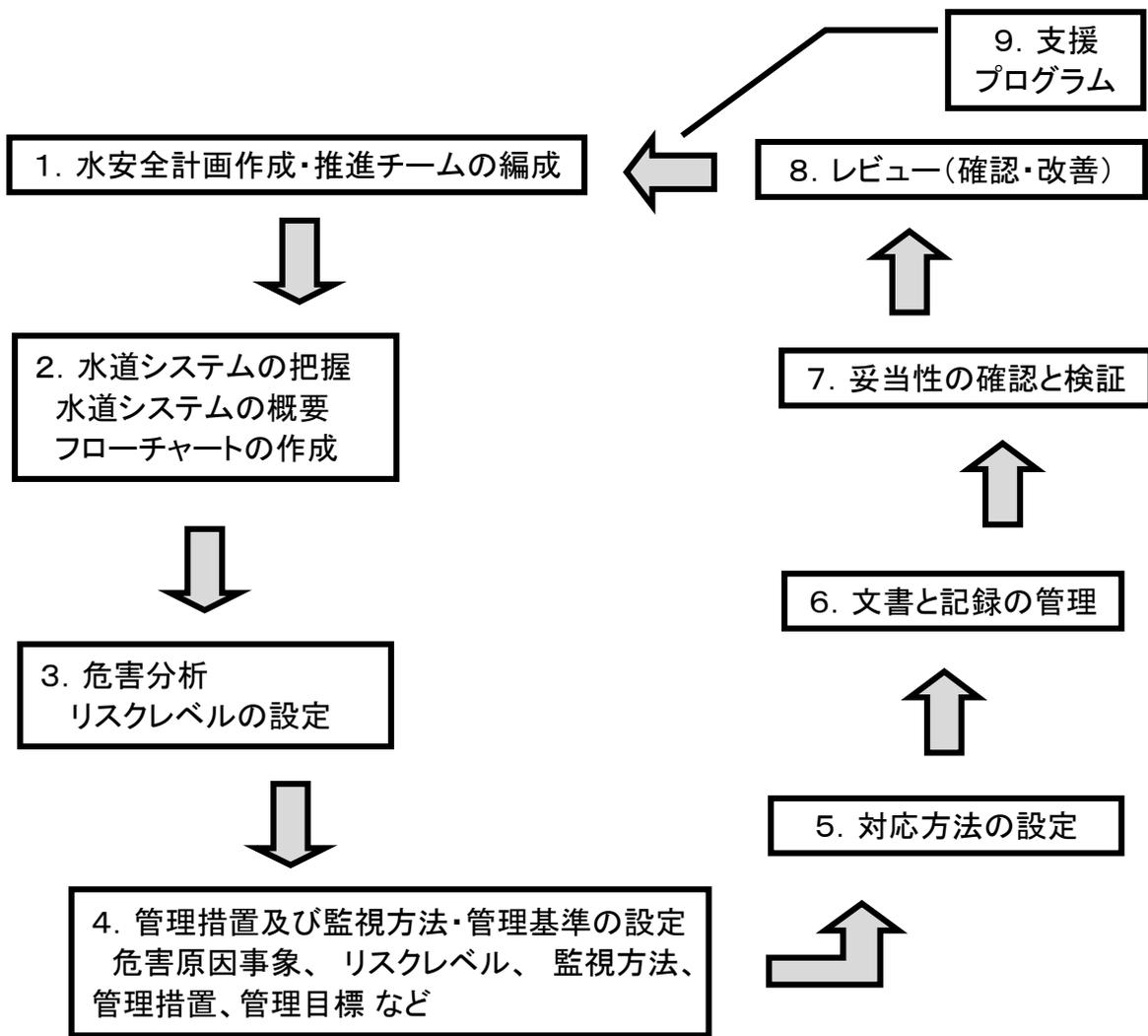
7. 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証

1) 水安全計画の妥当性の確認

妥当性確認と実施状況の検証は、水安全計画が安全な水を供給する上で妥当なものであるかの確認はもとより、水道事業者が計画に従って常に安全な水を供給してきたことを立証するために重要である。

本水安全計画は以下のフローに従ってとりまとめている。ここでは、次表に掲げる項目について、水安全計画の妥当性を確認する。

< 水安全計画作成・改善の手順 >



(番号は“章”を示す。)

妥当性確認チェックリスト

内容		チェックポイント	確認結果
1.策定・推進チームの編成		①適切な回数の会議が開催されたか。 ②会議参加者が実状と経験に基づいて協議を行ったか。	適 ・ 否 適 ・ 否
2.水道システムの把握	事業概要	①事業概要、給水量、配水量実績、組織、人員構成を整理したか。	適 ・ 否
	フローチャート	①給水経路は実状と整合しているか。 ②薬品の種類、注入点は実状と整合しているか。 ③水質計器の種類、測定点は実状と整合しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
	施設概要	①水源概要・特徴、浄水場、配水・給水について、的確に整理されているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
	流域汚染源	①流域内汚染源について、的確に整理されているか。	適 ・ 否
	水質検査結果	①水質検査結果は的確に危害分析に反映しているか。	適 ・ 否
3.危害分析	危害原因事象	①危害抽出は水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に網羅されているか。 ②危害事象に対する関連水質項目は適切か。 ③リスクレベルについて、水質検査結果、過年度の水質事故事例、関係者の経験に基づいて的確に設定されているか。 ④リスクレベルについて、他の危害事象とのバランスはとれているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
4.管理措置	管理措置、監視方法及び管理目標の設定	①管理措置は各危害事象に対して、適切かつ実状と整合しているか。 ②監視方法について、その内容(手分析、水質計器)及び監視位置は適切かつ実状と整合しているか。 ③監視方法について、水質計器の種類と位置は実状と整合しているか。 ④管理目標は水質項目からみて適切か。値は適切か。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
5.対応方法の設定	対応マニュアル	①逸脱時の対応は項目、内容ともに適切かつ実状と整合しているか。 ②水質項目別対応は日常管理と整合しているか。その管理値及び連絡先は適切か。	適 ・ 否 適 ・ 否
6.文書と記録の管理		①水安全計画に関係する文書は既存の文書と整合しているか。関連性は適切か。 ②記録内容の名称、保管期間、責任者は適切かつ実状と整合しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
7.水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証		①妥当性確認のチェックを行っているか。 ②検証に関するチェックリストは適切かつ実状と整合しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
8.レビュー		①レビューするメンバーは適切かつ実状と整合しているか。 ②確認内容、改善が明示されているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
9.支援プログラム		①支援プログラムは適切かつ実状と整合しているか。	適 ・ 否

2) 実施状況の検証

水安全計画の各要素の検証は、「水安全計画策定・推進チーム」及び補助職員（水道技術管理者が指名）によって、原則として年1回実施する。また、実施状況の検証責任者は水道技術管理者とする。

検証に当たっては、次に示すチェックシートを基本とする。

検証のためのチェックシート

内容	チェックポイント	確認結果
① 水質検査結果は水質基準値等を満たしていたか	① 毎日の水質検査結果の記録 ・ 水質基準等との関係 ・ 管理基準の満足度	適 ・ 否
	② 定期水質検査結果書 ・ 水質基準等との関係	適 ・ 否
② 管理措置は定められたとおりに実施したか	① 運転管理点検記録簿 ・ 記録内容の確認	適 ・ 否
③ 監視は定められたとおりに実施したか	① 運転管理点検記録簿 ・ 日々の監視状況	適 ・ 否
④ 管理基準逸脱時等に、定められたとおりに対応をとったか	① 対応措置記録簿 ・ 逸脱時の状況、対応方法の的確さ	適 ・ 否
⑤ ④によりリスクは軽減したか	① 対応措置記録簿	適 ・ 否
	② 水質検査結果記録書 ・ 水質基準等との関係	適 ・ 否
⑥ 水安全計画に従って記録が作成されたか	① 運転管理点検記録簿 ・ 取水、給水、水位、電気関係、薬品使用量等の記録	適 ・ 否
	② 水質検査結果書 ・ 残留塩素の記録	適 ・ 否
	③ 対応措置記録簿の記載方法	適 ・ 否

対応措置記録簿書式（管理基準を逸脱した場合に記録）

日 時	
対応者の所属・氏名	
逸脱した水質項目	
逸脱した濃度等	
想定される原因	
対応状況	
今後に向けた改善点	

3) 情報の更新方法

次に示す情報を基に、「9. 水安全計画の妥当性の確認と実施状況の検証」において更新するものとする。

(1) 生活系の汚染源情報

生活系の汚染源情報としては処理形態別（公共下水道、コミュニティプラント、合併浄化槽、単独浄化槽、非水洗化）の人口が挙げられる。これらのデータは「国勢調査（総務省）」及び「一般廃棄物処理実態調査（環境省）」等に掲載される。

(2) 畜産系の汚染源情報

畜産系の汚染源情報としては家畜の種類別（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏等）の頭（羽）数が挙げられる。これらのデータは「世界農林業センサス（農林水産省）」に掲載される。また、五泉市水道水源保護条例により、水道水源保護区域内において、畜産経営に係る畜房等の設置または協議内容の変更を行うにあたっては、事前（変更）協議を行い、汚染源となりうる事業所の情報収集を行うとともに水道水源の保護を行っている。

(3) 工業系の汚染源情報

工業系の汚染源情報としてはPRTR（化学物質排出移動量届出制度）の対象となる事業所の業種名、従業員数、水域及び下水道への排出量等が挙げられる。これらのデータは環境省のホームページに掲載される。

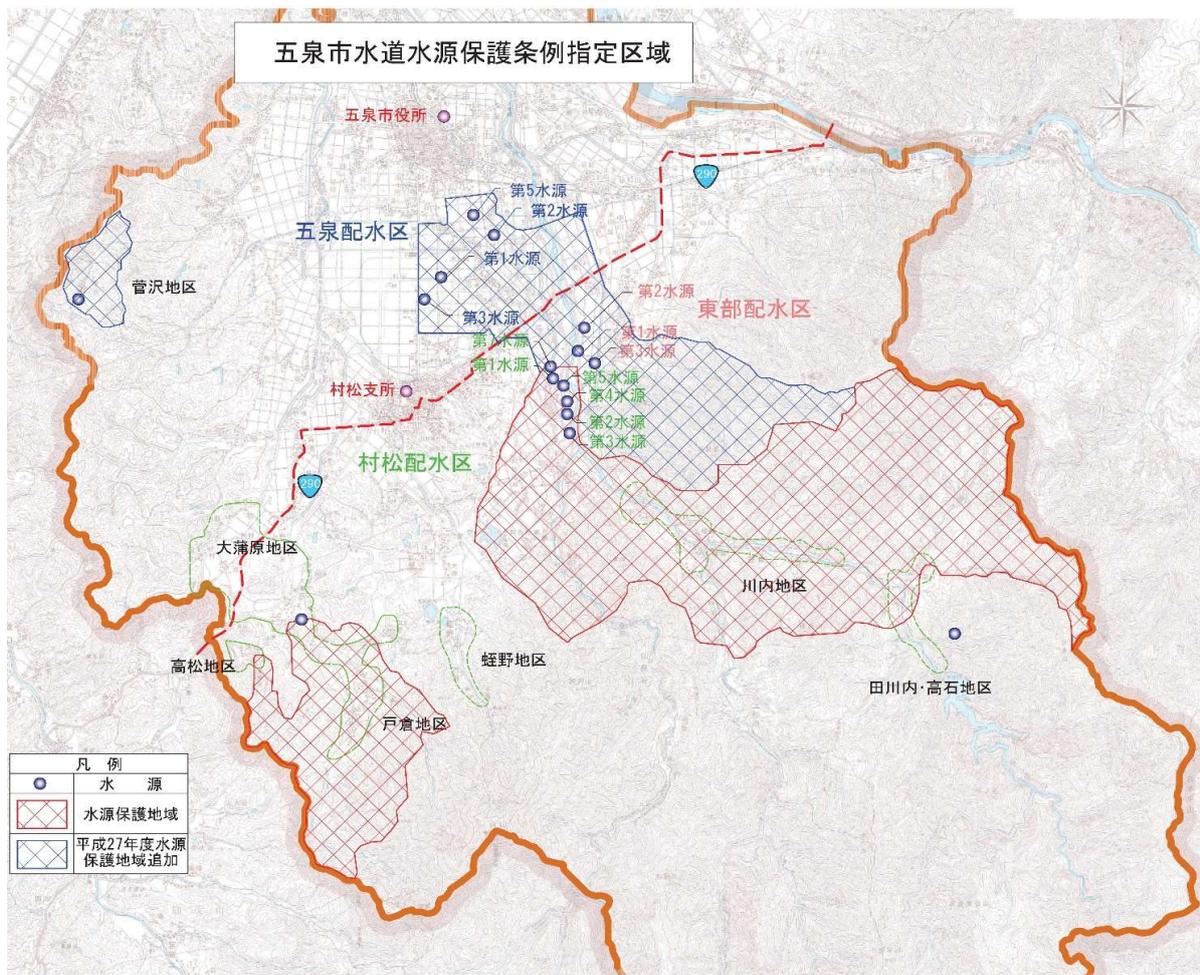
(4) 農薬に関する情報

農薬に関する情報としては、我が国で使用されている農薬の種類や使用量等が挙げられる。これらのデータは「化学物質データベースEwbKis-Plus（国立環境研究所）」に掲載される。また、信濃川・阿賀野川両水質協議会の共同検査で実施している農薬類検査結果データを注視している。

(5) 土砂採取・井戸掘削等の情報

五泉市水道水源保護条例施行規則第11条第1号から第6号に記載された事業を行おうとする場合、またはその事業内容の変更を行うにあたっては、事前（変更）協議を行い、汚染源となりうる事業所の情報収集を行うとともに水道水源の保護を行っている。

◎水道水源保護条例指定区域図



8. レビュー

安全な水を常時供給する上で、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、「水安全計画書」が十分なものとなっていることを確認（妥当性確認）し、必要に応じて改善を行う必要がある。本計画書ではこれをレビュー（確認・改善）と呼ぶ。

水安全計画のレビューは、水道施設が経年的に劣化することや、水道水の安全性を向上させる上で有用な新技術が開発された場合等も念頭に置き、水質検査計画策定に合わせて原則毎年度3月、定期的実施する。また、水道施設（計装機器等の更新等を含む。）の変更を行った場合や、水安全計画のとおり管理したにもかかわらず水道の機能に不具合を生じた場合等には、臨時のレビューと改善を実施する。レビューの主宰は推進チームリーダーが行い、全ての推進チームメンバーが出席して行う。

臨時のレビューを行う具体的な内容を示す。

- ・水道施設の変更（計装機器等の更新を含む）を行った場合
- ・水安全計画書に基づいて管理を行ったにもかかわらず、何らかの不具合が生じた場合
- ・水安全計画書の中で想定していなかった事態が生じた場合
- ・その他、水道水の安全性を脅かすような事態が生じた場合

<< レビュー(確認・改善)の方法 >>

1 確認の責任者及びメンバー

水安全計画の責任者がリーダーとなり、施設、設備、水質及び運転管理の各担当者並びにリーダーが必要と認めた者が参画する。

2 水安全計画書の適切性・妥当性の確認

以下に掲げる情報を総合的に検討し、現行の水安全計画書の適切性・妥当性を確認する。

- ① 水道システムを巡る状況の変化
- ② 水安全計画の妥当性確認の結果
- ③ 水安全計画の実施状況の検証結果
- ④ 外部からの指摘事項
- ⑤ 最新の技術情報 等

3 確認すべき事項

- ① 新たな危害原因事象及びそれらのリスクレベル
- ② 管理措置、監視方法及び管理基準の適切性
- ③ 管理基準逸脱時の対応方法の適切性
- ④ 緊急時の対応の適切性
- ⑤ その他必要と認められる事項

9. 支援プログラム

支援プログラムとは、水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接水質に影響するものであるが水安全計画策定以前に策定された計画やマニュアル等をいう。

本水道事業における支援プログラムを以下に示す。水安全計画の実施・運用に当たってはこれらの文書にも留意する。

- ・施設・設備に関する文書（施設・設備の規模、能力）

 - 水道施設台帳

 - 施設・設備概要及び性能表

- ・材料の規格に関する文書

 - 完成図書

- ・職員の健康診断・労働安全衛生に関する文書

 - 保菌検査報告書

 - 五泉市職員安全衛生管理規程

- ・職員の教育訓練、研修等に関する文書

 - 研修受講綴り